

助成対象団体

村が認めるコミュニティ組織（自治会・地域づくり組織等）

助成事業内容

一般コミュニティ助成事業

助成内容	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物や消耗品は除く）の整備に関する事業。
助成金額	1件につき、100万円～250万円まで（10万円単位。10万円未満は切り捨て）
対象となるものの例	・イベント用品の整備（テント、いす、テーブル、音響セット等）等
対象とならないものの例	建築物、消耗品、建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳）等

※対象となるもの、ならないものの詳細については、「令和8年度コミュニティ助成事業留意事項」p.11 を参照してください。

【注意事項】

・事業費が100万円未満の事業については対象外となります。また、事業費が250万円を超える場合は、その超えた分は実施団体の負担となります。

・助成金は10万円単位の額となり、10万円未満の経費は、実施団体の負担となります。

（例：事業費155万円の場合は、助成金150万円、自己負担5万円となります。）

・助成金は事業完了後に支払われますので、事業執行については自己資金が必要です。

提出書類（※各2部提出してください。）

（1）申請希望書 様式第1号 [Word ファイル]

（2）事業収支の内訳 様式第1号別表 [Excel ファイル]

(3)チェックリスト [Excel ファイル]

(4)事業実施主体規約(コピー可)

(5)事業実施主体の令和8年度事業計画及び予算書(コピー可)

(6)金額積算根拠(見積書等)(コピー可)

(7)事業内容に関する資料(購入物品のカタログの写し(※カラー))

※主なものを記載しています。詳細は必要書類一覧表をご確認ください。

提出期限

令和8年9月 24 日(木)まで 総務課 デジタル政策室 下野 まで提出

(申請後、担当者より事業内容について聞き取りを行います。)

提出後の流れについて

- 本年 10 月 村より県を通じて自治総合センターへ申請書を提出
 - 翌年3月頃 自治総合センターによる助成事業の決定
-

※事業開始は、交付決定後になります。交付決定前に事業に着手された場合は、助成金を交付できなくなりますので、ご注意ください。

参考

・要綱等は別添、又は一般財団法人自治総合センターのホームページからダウンロードして確認してください。